

前払費用の仕訳ハンドブック



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

前払費用の仕訳ハンドブック

前払費用と前渡金の違い

どちらも「前払い」ですが、対象となる取引の中身が異なります。

項目	前払費用	前渡金（前払金）
対象	継続的なサービス提供契約	商品や単発のサービス
具体例	家賃、地代、保険料、サブスクリプション費用	商品の仕入代金、一部内金、外注費の前払い
性質	時間の経過とともに費用になる	モノやサービスの引き渡しで解消される

前払費用の仕訳ハンドブック

「短期」と「長期」の区分（1年基準）

決算日の翌日から「1年以内」に費用化されるかどうかで、表示場所が変わります。

- ・前払費用（流動資産）：

決算日の翌日から1年以内に役務提供を受けるもの。

- ・長期前払費用（投資その他の資産）：

決算日の翌日から1年を超えて役務提供を受けるもの。

前払費用の仕訳ハンドブック

原則的な仕訳処理

原則として、支払時は一旦「資産」として計上し、決算時に当期にかかった分だけを「費用」に振り替える処理を行います。

【事例】向こう1年分の保険料 120,000円を支払った場合

① 支払時の仕訳

資産（前払費用）として計上します。

借方科目	金額	貸方科目	金額
前払費用	120,000	現金預金	120,000

② 決算時の仕訳

当期に対応する期間分（例：4ヶ月分=40,000円）を計算し、費用（保険料）へ振り替えます。

借方科目	金額	貸方科目	金額
保険料	40,000	前払費用	40,000

前払費用の仕訳ハンドブック

節税テクニック「短期前払費用の特例」

法人税法基本通達（2-2-14）により、以下の条件を満たせば、**支払った期に全額を経費（損金）に**することができます。節税策として有効です。

- 条件：支払日から1年以内に提供を受ける役務であること。
- 条件：契約に基づき継続的に受けるサービスであること。
- 注意点：家賃など「年払い」契約が必要です（月払いを単にまとめて払っただけでは認められない場合があります）。

運用の注意点（継続性の原則）

一度「特例（全額経費処理）」を採用した場合、翌期以降も同じ処理を継続する必要があります。利益操作のために、年によって処理方法を変えることは認められません。